

## IoT ビジネス推進事業支援業務の 提案書作成に関する手引

### ■ 応募書類の提出期限

**2019年3月1日（金）正午まで**

※ 応募書類は郵送または御持参ください。

（郵送の場合も、上記提出期限必着です。封筒に「**平成31年度IoTビジネス推進事業支援業務に係る提案書類在中**」と朱書きのうえ御提出ください。）

### ■ 問合せ先及び書類提出先

京都市産業観光局新産業振興室（担当：グリーンイノベーション創出支援担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 1 募集の趣旨

モノのインターネット（IoT：Internet of Things）を始めとした先端的な情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の活用は、新規ビジネス創出による収益増大や業務の効率化による生産性向上に繋がるとされていますが、市内中小企業においては、その活用が進んでおらず、認識も十分ではない状況です。他方で、市内にはICT関連の中小企業も多く、IoT分野の市場が今後急激に成長すると予測されることから、先進的な技術を活用した独自のサービスを開発、展開していくことが急務となっています。

京都市では、「市内中小企業によるIoTを活用したビジネスの創出」及び「市内中小企業におけるIoTの活用による生産性向上」を図るため、市内の中小企業がIoTビジネスを円滑に展開できるよう、必要な技術やノウハウ等に関する相談窓口を設置します。

本事業は、事業者が保有するIoT関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等を活用するため、プロポーザル方式により契約の相手方を選定することとします。

## 2 業務委託の内容【仕様書抜粋】

### (1) 問合せ対応

#### ア 対応内容

IoTの基礎知識（「IoTとは何か」等）に関する問合せに対応します（IoT活用を進めるための相談や国等のIoT活用に係る支援制度に関する内容は、京都市と協議のうえで対応します。）。

#### イ 対応方法

ポータルサイト、電子メールの両方又は一方で受け付けることとし、返答については、電子メール、電話の両方又は一方により対応します。

### (2) 情報発信

#### ア ポータルサイトの保守管理及び情報管理

委託業者が自ら情報を収集したうえでポータルサイトに投稿する記事を作成・編集し、京都市の了承を得たうえで配信します。

なお、ホームページの管理に当たっては、自らインターネット環境等を整備するほか、地方版IoT推進ラボが提供するポータルサイトを活用して構いません（京都市と要相談）。

（参考）地方版IoT推進ラボポータルサイト：<https://local-iot-lab.ipa.go.jp/>

#### イ 情報発信

以下の項目について、委託事業者が自ら情報を収集するとともに、投稿する記事を作成・編集し、京都市の了承を得たうえで情報発信します。

なお、発信方法は任意としますが、メールマガジンやSNS等、費用対効果が高い方法を用いることとします（契約前に京都市と協議）

- ・ 上記(1)の問合せに関すること（適宜）
- ・ 上記(1)の問合せのほか、京都市又は京都市IoT推進ラボのメンバー等が提供するIoT関連技術や製品（シーズ・ニーズ）に関すること（適宜）

- ・ 国等による支援制度（補助金等）の情報に関すること（月1回程度）
- ・ その他市内中小企業のIoT活用促進に資すること（適宜）

### **(3) 出張相談等**

市内企業の動向を把握し、市内中小企業等へIoT等の先進的なICTを活用した独自サービスについて広く発信するために、月5回以上の相談（ヒアリング）を実施します。

また、委託期間中に2回以上、展示会等を開催又は出展し、同会場において、出張相談を行います。

### **(4) 独自提案業務又は関連事業**

#### **ア 独自提案業務**

提案者が独自に提案する取組であり、仕様書に記載されていない契約対象業務です。

#### **イ 関連事業**

契約の対象外であって、提案者の判断により実施する取組です。

- ※ 契約の対象外ではありますが、適宜、京都市と情報交換等を行ってください。また、相手方に、京都市委託事業であるとの誤解その他の問題が生じないように留意してください。

なお、実施に当たり、市内中小企業者へのIoT活用促進が拡大されると見込める場合は、京都市が協力します。

## **3 応募資格**

提案者は、次のいずれかを満たしているものとします。

- (1) **京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。**
- (2) **本提案において、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められた者**（別途提出が必要な書類がありますので、「8 質問等」に掲げる方法により、事前にお問合せください。）。

※ 当該業務と同種又は類似の業務に係る実績の有無は問いません。ただし、実績を有し、それを証明することができる場合は、審査のうえ、評価の際に加点します。

※ 当該業務の委託を希望する提案者の拠点については定めません。ただし、提案者が京都市内に拠点をおき、それを証明できる場合は、審査のうえ、評価の際に加点します。

なお、複数の法人による共同提案を妨げるものではありません（共同提案を行う場合は、あらかじめ1法人を代表者と定め、その代表者が応募に関する諸手続きを行ってください。）。ただし、共同提案を行う場合、代表者が上記(1)又は(2)の要件を満たしていなければなりません。

## **4 応募手続等**

### **(1) 提出書類**

仕様書に記載する業務の実施に当たり、別に定める提案様式を用いて、以下の

項目を全て満たす提案書を作成してください（出力は両面で印刷してください）。

なお、提案書については、**別紙1**に定める方法により、以下のア～カの順番で綴じて提出してください。

## ア 表紙

### イ 業務遂行に必要とされる能力について

仕様書に記載する業務の実施に当たって、具体的な提案をしてください。

- ① 京都市の産業政策及び市内中小企業者の現状
- ② 貴社のIoT 関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等
- ③ 仕様書に記載する業務を効率的・効果的に実施する事業スキーム  
「問合せ対応」、「情報発信」、「出張相談等」といった仕様書に掲げる項目のほか、「事業スケジュール」についても記載してください。
- ④ 仕様書に掲げる業務に関連する業務実績 **【加点要素】**  
当該業務分野に関連した実績があれば、記載してください。

**例1** 地方公共団体（都道府県・政令指定都市が望ましい。）におけるIoT等のICTに関する相談業務

**例2** 地方公共団体又は関連外郭団体等におけるIoT等のICTに関するビジネスマッチング支援業務

**例3** IoT等のICTに関する見京都市の開催または、出展実績（訪問者数など併せて数字も記入すること）

### ウ 独自提案業務や関連事業に関する提案

独自提案業務（契約対象）及び関連事業（契約対象外）の両方又は一方について、市内の中小企業者がIoTを活用促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための効果的な助言・方法等について提案をしてください（「独自提案業務」と「関連事業」の区別がつくように記載してください。）。

なお、独自提案業務、関連事業の両方又はどちらか一方の提案でも審査に差し支えることはありませんが、両方が提案された場合と、独自提案業務又は関連事業のどちらか一方だけが提案された場合では、評価時の配点が変わりますので、予め御留意下さい。

## エ 実施体制

### ① 実施体制

貴社が当該業務を推進する上での実施体制図及び業務実施者の関連業務実績について提案してください。

### ② 拠点 **【加点要素】**

市内に拠点を置く又は置く見込みであり、かつ、効率的に当該業務を遂行できると京都市が評価した場合は加点します。

## オ 見積書（必要経費内訳）

様式は自由ですが、人件費については「2 委託業務の内容」に掲げる業務項目ごとに必要な経費内訳を作成してください。予定価格から大きくかい離した提案については、その理由について、確認させていただくことがあります。

## カ 提案者に関する事項（事業者の規模、業務従事者の資格の有無等）

当該業務を実施するに当たり、貴社の事業規模、資格保有者数・業務実績等

について、分かる資料がありましたら、添付してください。..

## (2) 提出期限

**2019年3月1日（金）正午まで**

※ 提出期限以降は受付できませんので、御注意ください。

## (3) 提出部数

**7部**（見積書は、別途正1部を作成し、提案書には写しを添付してください。）

※ 提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しません。また、提出された書類は返却しませんので、必要な場合は、予め控えを御用意ください。

## (4) 提出場所及び提出方法

提出書類は、京都市産業観光局新産業振興室（グリーンイノベーション創出支援担当）まで郵送又は持参してください。FAXや電子メールなど、他の方法による提出は認めません。

郵送の場合は、封書に「IoT ビジネス推進事業支援業務に係る提案書在中」と朱書きしてください。

持参いただく場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く。）に提出してください。また、最終日は正午までとなりますので、予め御留意ください。

**提出先**：京都市 産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援担当  
**住所**：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

## 5 委託候補者の選定方法

### (1) 選定方法

別に定めるIoT ビジネス推進事業委託候補者選定委員会設置要項（以下「要項」といいます。）に基づき、選定します（必要に応じて提案者に対してヒアリングを行うことがあります。）。

提案者の評価点（以下「得点」といいます。）は、各委員の評価点の合計を足し合わせて、平均したうえで、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで算出したものとします。

委託候補者は、得点が満点の50%以上であり、かつ、各評価項目（見積金額を除く）における評価点が0点ではない者かのうち、最も高い得点を得た提案者とします。ただし、提案者が1者であった場合は、評価点に関わらず、選定委員会において適当と認められた者を委託候補者として決定することがあります。

### (2) 選定結果の通知等

選定結果は、全ての提案者に通知します。提案者や得点等の選定結果については、選定手続きが完了した後に、京都市のホームページで公表します。選定中及び選定手続き中に提案者数や提案者名など選定に係る情報については公表しません。

### (3) 提案書の無効

次に掲げる項目に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定

の対象外とします。

- ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が提案書を提出した場合
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合

## 6 スケジュール

### (1) 応募期間

募集開始の日から2019年3月1日（金）正午まで

### (2) ヒアリング

2019年3月4日（月）以降で京都市が指定する日に実施

### (3) 委託候補者の決定

2019年3月11日（月）以降

業務内容について、委託候補者と別に定める委託業務仕様書及び委託候補者の「提案書」に基づき協議したうえで決定し、契約します（必要に応じて、仕様書の内容を変更することがあります。）。

## 7 委託契約

### (1) 契約時期

2019年4月1日（月）

### (2) 契約期間

委託契約締結の日から2020年3月31日（日）まで

### (3) 契約予定額

3, 200千円以内とします（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

※ 本件に係る2019年度予算が成立しないときは、契約しないものとします。この場合において、当該支援業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、その費用を京都市に請求することはできません。また、京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、京都市に請求することはできません。

※ 契約した委託料は、業務完了後に、業務完了報告書を提出し、京都市の完了検査を受け、これに合格した後に支払います。履行確認をしたうえで支払います。

### (4) 成果物

ア 業務報告書

イ 月報

ウ その他、当該業務の履行に当たって、作成、配布または京都市と協議した資料

※ 電子データを保存した電子媒体（CD-R 等）を1部と原紙1部を提出してください。

※ 電子媒体については、提出前に必ずウィルス対策を行い、媒体のラベルに①使用したウィルス対策ソフト名、②ウィルス定義年月日、③チェック年月日を記載してください。

## (5) 留意事項

- ア 京都市担当職員との連絡を密にして業務に当たることとします。
- イ 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属します。
- ウ 業務の進捗状況及び本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、京都市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議結果を記した書面を京都市に提出することとします。
- エ 業務の一部を再委託する場合は、事前に京都市の承諾を受けること。また、委託事項の全部を再委託することはできません。

## 8 募集に係る質問等

### (1) 質問方法

質問は下記の受付期間に限り、メールにて受け付けます。別紙2に必要事項を御記入のうえ送信し、表紙に掲げる担当まで、送信した旨を電話で連絡してください。

なお、電話や FAX など、メール以外の問合せは受け付けません。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので、御了承ください。

**宛 先**： 京都市産業観光局新産業振興室グリーンイノベーション創出支援担当 宛

**メール**： [sanshin@city.kyoto.jp](mailto:sanshin@city.kyoto.jp)

### (2) 回 答

すべての質問及びその回答は、法人名や担当者等の質問者を特定できる情報を除き、質問の受付期限終了後に京都市のホームページに掲載します。

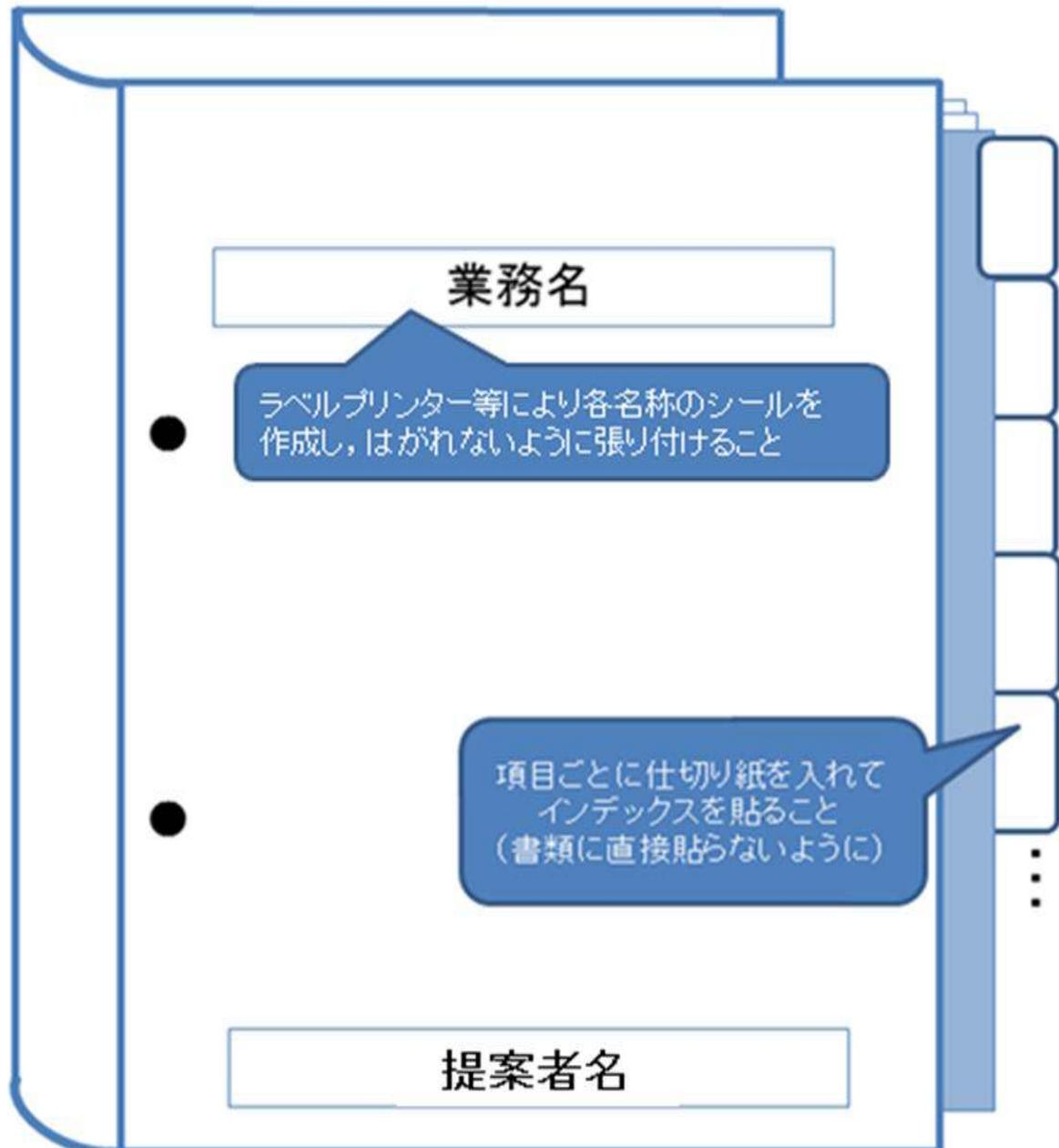
### (3) 受付期間

公募開始日から 2019年2月19日(火) 正午 まで

## 9 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、応じかねます。

## 提案書の綴じ方について



あて先： 京都市 産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援担当行

メール：[sanshin@city.kyoto.jp](mailto:sanshin@city.kyoto.jp)

事業者名：

所属名：

担当者名：

<該当箇所>

「2019年度IoTビジネス推進事業支援業務に係る提案書作成のための手引」のどの部分に関する質問か明記してください。

(例)

P4 ①提出場所について

P6 ②成果物について

<質問内容>

(例) ①提出先の「京都市産業観光局新産業振興室」は庁舎のどちらにありますか。

②CD-RまたはDVD-Rで提出することもできますか。

<質問理由>

(例) ①提案書を持参のうえ、提出する予定であるため。

②提出する資料をコンパクトにするため。

\* 御質問は2019年2月19日(火)正午到着分まで受け付けます。  
それ以降の質問は応じかねますので、予め御了承下さい。